

茨城県電気自動車等充電インフラ整備ビジョンの運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第3条第3号の規定に基づく茨城県（以下「県」という。）の電気自動車等充電インフラ整備ビジョン（平成25年7月18日一般社団法人次世代自動車振興センター承認。以下「本県のビジョン」という。）の運用について定めるものである。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は交付規程によるほか、次世代自動車充電インフラ整備促進事業の実施にあたり一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が定める規則等に掲げるとおりとする。

(県が行う事務)

第3条 県が行う事務は、交付規程第3条第6号に規定される第1の事業（以下「第1の事業」という。）への補助金交付申請に係る本県のビジョンへの適合の可否についての審査及び付随する事務とする。

(確認申請)

第4条 第1の事業を実施するため補助金交付申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、事前に、本県のビジョンへの適合の可否について、様式第1号による確認申請書に次に掲げる書類を添付して茨城県生活環境部環境政策課長（以下「課長」という。）に提出し、確認申請を行うものとする。

ア 設置場所の地図

イ 充電器の敷地内据付場所及び公道から充電器までの進入経路を示した図面

ウ 現況写真

(審査及び通知)

第5条 課長は、前条に基づき補助申請者から確認の申請があったときには、本県のビジョンへの適合の可否について審査し、様式第2号により補助申請者に通知する。

(ビジョンリストへの掲載)

第6条 課長は、前条に基づく審査の結果、本県のビジョンに適合すると認められるときには、当該確認申請に係る所要事項をビジョンリストに掲載し、すみやかにセンターに送付するとともに、ホームページ等で公表する。

(補助金交付申請)

第7条 第4条の規定により本県のビジョンに適合する旨の書面（以下「通知書」という。）の交付を受けた補助申請者は、センター所定の提出書類に当該通知書を添付して、すみやかにセンターへ補助金交付申請を行うこと。

(確認の取り消し)

第8条 通知書の交付後であっても、申請内容に虚偽が判明した場合は、課長は、当該確認を取り消すことができる。

2 なお、通知書の交付後30日を経過しても、センターへの補助金交付申請が行われない場合、課長は、当該確認を取り消すことができる。

(附則)

この要領は、平成25年7月18日から施行する。

茨城県生活環境部環境政策課長 殿

(申請者)

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電気自動車等充電インフラ整備ビジョンへの適合確認申請書

次世代自動車充電インフラ整備促進事業（平成24年度経済産業省補正予算）における第1の事業の申請にあたり、茨城県の電気自動車等充電インフラ整備ビジョンへの適合について確認を受けたいので、茨城県電気自動車等充電インフラ整備ビジョンの運用に関する要領第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 充電器の設置場所

2 充電器の種類及び基数

急速充電器	基	普通充電器	基
-------	---	-------	---

3 設置工事の時期（予定）

着工予定	平成 年 月 日	完了予定	平成 年 月 日
------	----------	------	----------

4 特記事項（申請者と管理者が異なる場合など、記載すべき事項があれば記入）

--

5 添付書類

- ・設置場所の地図
- ・充電器の敷地内据付場所及び公道から充電器までの進入経路を示した図面
- ・現況写真

6 連絡先

所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル	

（申請者）

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 殿

茨城県生活環境部環境政策課長

電気自動車等充電インフラ整備ビジョンへの適合の可否について（通知）

平成 年 月 日付で貴殿より茨城県電気自動車等充電インフラ整備ビジョンの運用に関する要領第4条に基づき確認申請のあったことについては、下記のとおりです。

記

1 充電器の設置場所

2 充電器の種類及び基数

3 結果

適合 ・ 不適合

管理ナンバー：

（適合しない場合の理由）

問い合わせ先

茨城県生活環境部環境政策課 地球温暖化対策室

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-2939 FAX 029-301-2949

メール kansei3@pref.ibaraki.lg.jp